

介護老人福祉施設重要事項説明書

1. 事業者の概要

事業主体	社会福祉法人大津市社会福祉事業団
事業者	社会福祉法人大津市社会福祉事業団

2. 利用施設

施設の名 称	特別養護老人ホーム榛原の里	
施設の所在地	大津市真野普門三丁目1120番地	
大津市指定番号	2570100061	
入所定員	114名	
利用相談担当者（氏名・電話）		077-573-9901

3. 利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	大津市長の指定		利用定員
	指定年月日	指定番号	
短期入所生活介護	平成23年4月1日	2570100061	16名
介護予防短期入所生活介護	平成23年4月1日	2570100061	
通所介護	平成23年4月1日	2570100061	29名
第一号通所事業	平成29年4月1日	2570100061	

4. 施設の基本方針

老後は、健康で生き生きとした豊かな人生を送ることを誰もが願っています。しかしながら、疾病などの理由により常に介護を必要とし、かつ在宅において介護が困難な高齢者が安心して生活できるために、

- 一人ひとりの基本的人権を尊重し、心豊かな生活が送れる施設
- 家庭の延長として、生きがいのある楽しい毎日が送れる施設
- 寝たきりにならないよう、日常生活の中での生活リハビリに重点を置く施設
- 地域に開かれた在宅福祉の拠点としての施設を目指しています。

5. 施設の概要

(1) 居室

居室の種類	室数	面積(1室あたり)
1人部屋	14室	13.70～17.30㎡
2人部屋	6室	17.30㎡
4人部屋	26室	34.60㎡～47.12㎡

(2) 主な設備

設備の種類	数	設備の種類	数
食堂	4室	集会室	1室
機能訓練室	1室	会議室	1室
一般浴室	2室	ボランティア室	1室
機械浴室	特殊浴槽2台		
医務室	1室		
静養室	3室		
談話室	1室		

6-①. 職員体制

(令和6年4月1日現在)

職種	保有資格	員数	区分			
			常勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
施設長		1		1		
医師		1			1	
歯科医師		1			1	
生活相談員	社会福祉士、介護福祉士、 介護支援専門員	5	2	3		
介護支援専門員	介護支援専門員	2	1	1		
介護職員	総数	57	31	3	23	
	うち介護福祉士	34	26	3	5	
看護職員	看護師、准看護師	5	4	1		
栄養士	管理栄養士	1	1			
機能訓練指導員	作業療法士、看護師	2	1	1		

6-②. 職員の職務内容

職 種	職務内容
施 設 長	施設業務の統括及び指揮監督等。
医 師	入所者の診察、健康管理及び保健衛生指導等。
歯 科 医 師	入所者の栄養マネジメント並びに口腔機能維持管理に係る助言、指導等。
生 活 相 談 員	入居者の日常生活についての相談、援助、及びこれらの計画の企画立案。入退所業務等。
介護支援専門員	施設サービス計画の作成、進行管理及び評価。
介 護 職 員	入所者の日常生活の介護、指導、援助等。
看 護 職 員	入所者の看護、医師の診察の補助、健康管理及び保健衛生業務等。
栄 養 士	給食献立の作成、入所者の栄養指導。
機能訓練指導員	入所者の機能回復、機能維持に必要な訓練、指導等。

7. 職員の勤務体制

職 種	勤務体制（標準時間の配置人員）
医 師	毎週火木金曜日（10時～16時の内 2時間）
歯 科 医 師	毎週木曜日（10時～16時の内 2時間）
介 護 職 員	早出 5時00分～16時00分 3～4名 日勤 7時30分～18時30分 5～8名 遅出 10時45分～22時00分 3～4名 夜勤 17時00分～10時00分 6～7名 （上記の内 8時間45分）
看 護 職 員	早出 7時15分～16時00分 1～2名 遅出 9時30分～18時15分 1～2名
機能訓練指導員	毎週月～金曜日 8時30分～17時15分

8. 施設サービスの概要と利用料

サービス利用料の利用者負担額は、介護報酬告示上の額の1割又は2割、3割（介護保険負担割合証に記載された割合）となります（法定代理受領サービス）。具体的な料金は、別表第1-①、別表第1-②、別表第1-③のとおりとなります。ただし、保険料滞納等により法定代理受領とならない場合には、いったん全額をご負担いただきます。その場合はサービス提供証明書を交付しますので、領収証を添えて申請いただくことで9割又は8割、7割の給付を受けられます。

加算料金につきましては別表第2-①、②、③「2. 加算料金」のとおりとなります。

(1) 介護保険給付サービス

サービスの種別	内 容								
食 事	食事時間 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>朝食</td> <td>7時45分～</td> </tr> <tr> <td>昼食</td> <td>12時00分～</td> </tr> <tr> <td>間食</td> <td>15時00分～</td> </tr> <tr> <td>夕食</td> <td>18時00分～</td> </tr> </table> 食事場所 できるだけ離床して食堂でおとりいただきます。 献立表は毎日掲示板でお知らせします。 食べられないものやアレルギーのある方は事前にご相談させていただきます。	朝食	7時45分～	昼食	12時00分～	間食	15時00分～	夕食	18時00分～
朝食	7時45分～								
昼食	12時00分～								
間食	15時00分～								
夕食	18時00分～								
排 泄	利用者の状態にあわせて行います。詳しいケアについては、個別にケアプランにより説明させていただきます。								
入 浴	入浴日は月～土曜日のうち週2回程度です。 ※ 状態や状況に合わせて入浴日を分けて行います。 ※ 午前の部 9時15分～11時45分 午後の部 14時00分～16時00分								
栄養マネジメント	栄養ケア計画に基づき栄養管理を行います。								
機能訓練	個別機能訓練計画に基づき機能訓練を行います。								
健康管理	当施設の医師・歯科医師により、健康管理に努めます。								
生活相談	利用者とその家族からのご相談に応じます。								
洗 濯	必要に応じて衣類の洗濯を行います。								

(2) 介護保険給付対象外のサービス

別表第2-①、②、③「3. その他の費用の額」のとおり。

9. 苦情等申立窓口

<p>当施設のサービスについて、ご不明の点や疑問、苦情がございましたら、 大津市介護保険課（０７７－５２８－２７５３） 滋賀県国民健康保険団体連合会（０７７－５２２－００６５） あるいは、下記当該施設担当者 相談窓口 <u>担当者 田中有加里、関 晴美</u> <u>電 話 ０７７－５７３－９９０１</u> までお気軽にご相談ください。</p>
--

10. 協力医療機関ならびに防火訓練等

医療機関の名称 (所在地)	大津市民病院（大津市本宮二丁目９－９） 琵琶湖大橋病院（大津市真野五丁目１－２９） 大津赤十字志賀病院（大津市和邇中２９８番地）	
防火訓練	年２回、夜間及び昼間を想定した避難訓練を実施します。	
防災設備	避難階段・すべり台	防排煙制御装置
	自動火災警報機	消火器
	誘導灯	非常電源
	スプリンクラー	非常警報装置

11. 当施設をご利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 ８時４５分～２０時００分まで 来訪者は面会時間を遵守し、必ずその都度面会簿に記入してください。 なお、食べ物の持ち込みの際には職員に届出してください。
外出・外泊	外出・外泊の際には３日前までに行き先・帰宅日時・食事の欠食等を 外出外泊届に記入のうえ職員に届出してください。
居室・設備等の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損等が生じた場合は弁償していただく ことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りしています。 飲酒についてはご相談ください。
迷惑行為等	騒音等により他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 また、他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

現金等の管理	施設で管理する小遣い金以外の金品は利用者及び代理人が管理してください。
宗教活動等	施設内において他の利用者に対する宗教活動等をご遠慮ください。
動物飼育等	施設内へのペットの持込み及び飼育はお断りします。

12. ボランティア・実習生の受け入れについて

榛原の里では地域福祉の拠点として、また介護技術や知識の習得などを目的として、各種実習生や研修生、ボランティア、介護体験者の受け入れを幅広く実施していますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

13. 利用者の居室変更について

利用者の状況に合わせて居室の変更を適宜行いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

14. 非常災害対策について

- ・施設は非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定めます。
- ・施設は年2回以上、消防訓練、定期的避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ・施設は非常災害の発生の際にその事業が継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携及び協力を行う体制を構築するよう努めます。

15. 人権擁護について

- ・施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修の機会を確保します。

16. 暴力団員の排除について

- ・施設を運営する法人の役員及び施設長その他の職員は、暴力団員ではありません。また、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

17. 事故発生時の対応

- ・施設は、入所者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

- ・施設は、入所者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

18. 個人情報保護の対応

- ・施設は、事業団個人情報保護規定に基づき、保有する利用者又はその家族に関する個人情報を適正に取扱います。

19. 入院中の居住費の取り扱いについて

- ・入所者が入院期間中において、居室が契約者のために確保されている場合は、所定の居住費をご負担いただきます。（特定入所者介護サービス対象者の補足的給付は6日間のみで、7日目以降は基準費用額の全額となります）但し、事業者が短期入所者等に利用した期間は、居住費をご負担いただく必要はありません。

20. 第三者による評価について

- ・施設では、第三者による評価は実施しておりません。

令和 年 月 日

以上のとおり本人（代理人）に対して本書面に基づいて、重要事項を説明しました。

事業者

名 称 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
理事長 西村 和利

説明者

氏 名.....印

私は本書面に基づいて、上記重要事項の説明を受けました。

本人

住 所.....

氏 名.....印

代理人

住 所.....

氏 名.....印

【別表第1-①】 特別養護老人ホーム榛原の里(長期入所)利用料金表 (基本額 1割負担の方)

R6.4月～(改正)

1.介護保険適用 (負担区分1割)

単位:円

区分	2.介護保険適用 (基本額)	要介護度	居室の種類	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料 (利用者負担金):1割負担	一日当りの合計費用額
第 一 段 階	○生活保護 受給者 ○本人及び 世帯全員が 市民税非課 税であって、 老齢福祉年 金受給者	1	従来型個室	300	320	616	1,236
			多床部屋	300	0	616	916
		2	従来型個室	300	320	689	1,309
			多床部屋	300	0	689	989
		3	従来型個室	300	320	765	1,385
			多床部屋	300	0	765	1,065
		4	従来型個室	300	320	838	1,458
			多床部屋	300	0	838	1,138
		5	従来型個室	300	320	911	1,531
			多床部屋	300	0	911	1,211
第 二 段 階	○本人及び 世帯全員が 市民税非課 税であって、 課税年金収 入額と合計 所得金額の 合計が80万 円以下の方	1	従来型個室	390	420	616	1,426
			多床部屋	390	370	616	1,376
		2	従来型個室	390	420	689	1,499
			多床部屋	390	370	689	1,449
		3	従来型個室	390	420	765	1,575
			多床部屋	390	370	765	1,525
		4	従来型個室	390	420	838	1,648
			多床部屋	390	370	838	1,598
		5	従来型個室	390	420	911	1,721
			多床部屋	390	370	911	1,671
第 三 段 階 ①	○本人及び 世帯全員が 市民税非課 税であって、 課税年金収 入額と合計 所得金額の 合計が80万超 120万以下	1	従来型個室	650	820	616	2,086
			多床部屋	650	370	616	1,636
		2	従来型個室	650	820	689	2,159
			多床部屋	650	370	689	1,709
		3	従来型個室	650	820	765	2,235
			多床部屋	650	370	765	1,785
		4	従来型個室	650	820	838	2,308
			多床部屋	650	370	838	1,858
		5	従来型個室	650	820	911	2,381
			多床部屋	650	370	911	1,931
第 三 段 階 ②	○本人及び 世帯全員が 市民税非課 税であって、 課税年金収 入額と合計 所得金額の 合計が120万超	1	従来型個室	1,360	820	616	2,796
			多床部屋	1,360	370	616	2,346
		2	従来型個室	1,360	820	689	2,869
			多床部屋	1,360	370	689	2,419
		3	従来型個室	1,360	820	765	2,945
			多床部屋	1,360	370	765	2,495
		4	従来型個室	1,360	820	838	3,018
			多床部屋	1,360	370	838	2,568
		5	従来型個室	1,360	820	911	3,091
			多床部屋	1,360	370	911	2,641
第 四 段 階	○上記以外 の方	1	従来型個室	1,445	1,171	616	3,232
			多床部屋	1,445	855	616	2,916
		2	従来型個室	1,445	1,171	689	3,305
			多床部屋	1,445	855	689	2,989
		3	従来型個室	1,445	1,171	765	3,381
			多床部屋	1,445	855	765	3,065
		4	従来型個室	1,445	1,171	838	3,454
			多床部屋	1,445	855	838	3,138
		5	従来型個室	1,445	1,171	911	3,527
			多床部屋	1,445	855	911	3,211

注 第1段階から第4段階の区分は介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)第83条の5の規定に基づくものとする。

【別表第1-②】 特別養護老人ホーム榛原の里(長期入所)利用料金表(基本額 2割負担の方)
1.介護保険適用(負担区分2割)

R6.4月～(改正)
単位:円

要介護度	居室の種類	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料 (利用者負担金):2割負担	一日当りの合計費用額
1	従来型個室	1,445	1,171	1,231	3,847
	多床部屋	1,445	855	1,231	3,531
2	従来型個室	1,445	1,171	1,378	3,994
	多床部屋	1,445	855	1,378	3,678
3	従来型個室	1,445	1,171	1,530	4,146
	多床部屋	1,445	855	1,530	3,830
4	従来型個室	1,445	1,171	1,676	4,292
	多床部屋	1,445	855	1,676	3,976
5	従来型個室	1,445	1,171	1,821	4,437
	多床部屋	1,445	855	1,821	4,121

【別表第1-③】 特別養護老人ホーム榛原の里(長期入所)利用料金表(基本額 3割負担の方)
1.介護保険適用(負担区分3割)

R6.4月～(改正)
単位:円

要介護度	居室の種類	一日当りの食費	一日当りの居住費	一日当りの利用料 (利用者負担金):3割負担	一日当りの合計費用額
1	従来型個室	1,445	1,171	1,847	4,463
	多床部屋	1,445	855	1,847	4,147
2	従来型個室	1,445	1,171	2,066	4,682
	多床部屋	1,445	855	2,066	4,366
3	従来型個室	1,445	1,171	2,295	4,911
	多床部屋	1,445	855	2,295	4,595
4	従来型個室	1,445	1,171	2,514	5,130
	多床部屋	1,445	855	2,514	4,814
5	従来型個室	1,445	1,171	2,731	5,347
	多床部屋	1,445	855	2,731	5,031